

2025年 日本カート選手権規定

2022年 8月 2日制	定
2023年 1月 1日施	行
2023年 1月12日改	正
2024年 1月 1日施	行
2024年 7月26日制	定
2024年11月28日改	正
2025年 1月 1日施	行

第1章 総 則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」と言う。）は2025年（以下「当該年」と言う。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

- 1. 全日本選手権（Japanese Karting Championship）
 - 1) 全日本選手権O K
 - 2) 全日本選手権F S -125／F P - 3
- 2. 地方選手権（Japanese Regional Karting Championship）
- 3. ジュニア選手権（Japanese Junior Karting Championship）

第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

- 1. 全日本選手権
全日本選手権は以下の4部門に区分する。
 - 1) O K部門
 - 2) フォーミュラスーパー125（F S -125）部門
 - 3) フォーミュラピストン3（F P - 3）部門
 - 4) E V部門
- 2. 地方選手権
地方選手権は、第32条に基づき J A F が承認した部門で構成される。
- 3. ジュニア選手権
ジュニア選手権は以下の4部門に区分する。
 - 1) ジュニア部門
 - 2) ジュニアカデット部門
 - 3) E Vジュニア部門
 - 4) E Vジュニアカデット部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区 分	部 門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最 短	最 長
全日本選手権	OK	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する
	FS-125		
	FP-3		
	EV		
地方選手権	部門毎に定める		
ジュニア選手権	ジュニア /EVジュニア	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する
	ジュニアカデット /EVジュニア カデット	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する	オーガナイザー からの申請に基づき JAFで承認する

第5条 選手権競技の成立要件

第3条に規定する部門毎にそれぞれ5台以上の車両の出走をもって成立とする。5台に満たない場合は、第6条に定める選手権得点は与えられない。

第6条 得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第3条に規定する部門毎に第2章全日本選手権、第3章地方選手権または第4章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

第7条 選手権保持者の認定

J A Fは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。
複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. 有効得点の中で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦で上位順位を得た者を上位とする。
なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。
3. 上記1および2の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
例) 2位が複数の場合: 1位、2位、2位、4位

第8条 賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、J A Fが別に定めた「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第9条 選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中からJ A Fが認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

J A Fは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する場合がある。

第10条 カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「J A Fカートカレンダー登録規定」による。

第11条 組織許可

J A Fは、オーガナイザーが本規定およびJ A Fによる付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

第12条 組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、開催日の2ヶ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類をJ A Fに提出すること。

第13条 参加者名簿のJ A Fへの提出

オーガナイザーは、国内競技規則4-28に基づき競技会開催日の7日前までに参加者名簿の写しをJ A Fに提出すること。

第14条 J A Fオブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはJ A Fからオブザーバーを派遣する場合がある。

第15条 参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のパドック、駐車場の面積によりJ A Fが参加台数を制限する場合がある。

第16条 参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則4-19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJ A Fに報告すること。

第17条 日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の2ヶ月前（天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く）までに、J A Fに理由を付して届出を行い、承認を受けたうえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかったオーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

第18条 規則違反

1. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、J A Fは罰則を課する場合がある。
2. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、J A Fは当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第19条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はJ A Fがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第20条 適用規則

全日本選手権競技は、J A F 国内カート競技規則とその細則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F 国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門：
J A F 国内カート競技車両規則第42条に定めるOK車両とする。
2. F S - 125部門：
J A F 国内カート競技車両規則第41条に定めるF S - 125車両とする。
3. F P - 3部門：
J A F 国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン（F P - 3）車両とする。
4. E V部門：
オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。
ドライバーはいずれの部門への重複出場も認められる。

1. OK部門：
 - 1) 国際Eまたは国際Fライセンス所持者。
 - 2) 国内Aドライバーライセンス所持者については、下記のいずれかの実績を満たす者。
 - (1) 当該年の前年の全日本選手権のOK部門に出場した実績のある者。
 - (2) 過去の全日本選手権 S u p e r K F 部門、K F 1 部門あるいはK F 部門で、年間総合順位が10位以内であった者。
 - (3) 当該年の前年の全日本選手権 F S - 125 C I K / J A F 部門で、年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権 F P - 3 部門で、年間総合順位が3位以内の者。
 - (4) J A F によって特に認められた者（海外での実績等）。
2. F S - 125部門：
国内A以上または国際Fライセンス所持者。
3. F P - 3部門：
 - 1) 国内A以上または国際Fライセンス所持者。
 - 2) 国際Gライセンス所持者。
 - (1) 当該年の前年のジュニア選手権ジュニア部門で、夫々のシリーズ毎に年間総合順位が1位の者。但し当該年度13歳の者。
4. E V部門
国内B以上または国際Fライセンス所持者。オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した競技規則に定めることとする。

第23条 開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

1. カレンダー登録申請締切日前に J A F によって開催される「全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。
※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。
2. カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

第24条 開催場所

1. 全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。
ただし、E V 部門については、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が特に認めた場合は、準国内格式以下の

- 公認カートコースで開催することができる。
2. OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。
- (1) 全長：800m以上
 - (2) 走路の幅員：7～12m
 - (3) スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上
 - (4) 2つの走路区域の間：6m以上

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
- 但し、全日本選手権OK部門競技会と全日本選手権FS-125／FP-3部門競技会を同一コースで夫々1競技会ずつ開催することは認められる。
2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、2競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、2競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. FS-125部門およびFP-3部門の競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
5. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

第26条 審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門
- 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：1競技会2レース制とする。
2. FS-125部門およびFP-3部門
- 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：1競技会2レース制とする。
3. EV部門
- 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：1競技会2レース制、またはオーガナイザーからの申請による。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

- 1. 全部門得点基準表は、当該部門の選手権統一規則でこれを定める。
- 2. OK部門の順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが4回に満たない場合、全得点を合算する。
- 3. FS-125部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。
成立したレースが6回に満たない場合は、全得点を合算する。
- 4. EV部門は、競技会出場台数に応じた得点対象順位（表a）は適用せず、得点基準表については、決勝結果成績に付す得点b①のみとする。

表b

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点（10位まで）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「1番」の競技番号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

- 1. OK部門については、当該年に2回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- 2. FS-125部門およびFP-3部門については、当該年に夫々3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- 3. EV部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 適用規則

地方選手権競技は、J A F 国内カート競技規則とその細則、本規定および競技会特別規則が適用される。

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両（F P - J r、F P - J r Cadets、Mini、EV Junior、EV Junior Cadetsを除く）とする。

第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

ジュニアBドライバーライセンス以上の所持者（満13歳以上または当該年13歳になる者）とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した競技規則に定めることとする。

ただし、F C、F C - 2、K Z 1、K Z 2の各部門は、国内Bドライバーライセンス以上の所持者とする。

第34条 開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記のいずれかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

1. カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を5回以上開催した実績を有する者。
2. 上記1を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を3回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することを J A F が認めた場合。
3. その他 J A F が特に認めた場合。

第35条 開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

F C - 2部門の開催場所については、第2種カートコース（準国内）に限定する。

第36条 申請と認定

J A F は、地方選手権として申請された競技会の中から、各シリーズ毎に3競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出し J A F の承認を受けた者とする。なお、J A F が特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者を J A F が承認する。

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方：新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 競技の構成：

- 1) 地方選手権は、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。
- 2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、前項1の地域区分に限定されない。

第39条 得点基準

1. 各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。
2. ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第3条の2

に規定する部門を任意に選択することができる。

3. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a（得点対象）

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

得点基準は表 b による。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の75%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表 b

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9 点	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

第40条 競技番号の指定

前年の当該地域の地方選手権の各部門 1 位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ 1 位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年 1 位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

第41条 地方選手権の成立

第38条に定めるシリーズで、第32条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々 3 回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第4章 ジュニア選手権

第42条 適用規則

ジュニア選手権競技は、J A F 国内カート競技規則とその細則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F 国内カート 競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、使用されるエンジンは各部門により以下の通りとする。

尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ1機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。

1. ジュニア部門：

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、4.0kg/ps から11.0kg/ps 以内のエンジン。（E Vは除く）

2. ジュニアカデット部門：

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、8.0kg/ps から 13.0kg/ps 以内のエンジン。（E Vは除く）

3. E Vジュニア部門

オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

4. E Vジュニアカデット部門

オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

1. ジュニア部門／E Vジュニア部門

1) ライセンス

ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

2) 年齢制限

11歳（11歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Fライセンスを取得しなければ、また、満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア部門に出場することが認められる。

3) 出場できるシリーズを重複することを認める。

2. ジュニアカデット部門／E Vジュニアカデット部門

1) ライセンス

ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

2) 年齢制限

8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

3) 出場できるシリーズを重複することを認める。

第45条 開催資格

ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

第46条 開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズを除き、原則として1コース1競技会開催とする。

2. J A Fはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、次の1)、2)の要件を満たすことを条件に各シリーズ毎に3競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

1) 各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、使用されるエンジン機種が各部門で1種類に統一されること。

- 2) 上記1) について、当該年の前年の11月20日までに J A F に申請すること。
3. J A F は、ジュニア選手権 E V ジュニア／E V ジュニアアカデット部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5 競技会以内を選手権競技会として認定する。

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名は J A F 派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員会は2名以上で、審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出し J A F の承認を受けた者とする。なお、J A F が特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者を J A F が承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 競技会の構成：

ジュニア選手権は、1つまたは複数の限られたコースで開催されるコースシリーズと、全日本カート選手権との併催も含め全国のコースで開催されるラウンドシリーズの2つから構成される。

1) コースシリーズの地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

関東地方：新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県

中部地方：静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿地方：大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

中国地方：岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

四国地方：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州地方：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2) ラウンドシリーズの地域区分：地域区分は設けない。

2. 競技の構成：

1) コースシリーズ：

(1) 1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

(2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、前項1の地域区分に限定される。

(3) 競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。

但し、シリーズを通して統一されること。

2) ラウンドシリーズ

(1) 競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。

但し、シリーズを通して統一されること。

第50条 得点基準

1. 選手権競技会として認定された各競技会において、出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限され、下表 b の通り得点が与えられる。
2. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。
3. 得点合計の対象となるのは、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門レース合計数の75%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9 位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8 位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7 位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6 位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5 位まで
26～27台	13位まで	8 ～ 9 台	4 位まで
24～25台	12位まで	5 ～ 7 台	3 位まで

表 b

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9 点	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

第51条 競技番号の指定

前年のジュニア選手権の各部門 1 位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「1 番」の競技番号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年のジュニア選手権の各部門で 1 位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

第52条 ジュニア選手権の成立

1. 第49条に定める各シリーズで、第43条に定められた各部門のレースが当該年度に夫々 3 レース以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
2. コースシリーズについては、当該年度に 3 レース以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2025年 1 月 1 日より施行する。